

令和2年第10回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和2年10月1日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川 昌宏
教育長職務代理者 小出 正文
教育委員 後藤 明美
教育委員 鈴木 森晶
教育委員 中田 めぐみ

欠席者 なし

説明のため出席した職員

事務局長兼生涯学習課長 安藤 憲司
教育参事 小川 貴
学校教育課長 井戸 茂治
学校教育係長 菊地 智行
書記 学校教育係主事 犬飼 大揮

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 報告第1号 教育委員会委員の任命について

(2) 報告第2号 令和2年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

(3) 報告第3号 令和2年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について

(4) 報告第4号 令和2年度第1回豊山町給食センター運営委員会の報告について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告(午前10時00分)

教育長 : ただいまから、令和2年第10回豊山町教育委員会定例会を開会します。

日程第1 前回会議録の承認

議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和2年9月4日に開催いたしました令和2年第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

日程第2 教育長の報告

教 育 長 : 私が豊山町に赴任して丁度2年が経過しました。愛知県で最も面積の小さい町の教育長になって率直に感じたのは「まさに現場」という感覚でした。喫緊の課題であった小中学校の空調整備をはじめ、新給食センターの建設などについて保護者、住民の皆様そして学校現場から直接多くの意見を聴かせていただきました。また、町史の編纂や「第5次総合計画」の策定過程などを通じて、本町のこれまでの歩みや今後の課題等も勉強させていただいています。

この間、継続して取り組んできたのが「学校における働き方改革」であります。総合教育会議でも検討を行い、留守番電話の設置や夏季休業中の学校閉庁日を設定したほか、共同事務室の設置やスクールソーシャルワーカーの配置など、いくつかの施策を実施してきましたが、今回の新型コロナウイルス感染症対応のために、教職員に新たな負担が生じています。

現在、教員の年間変形労働時間制や時間外在校時間の設定などについて検討をしていますが、この課題に特効薬はなく、可能な施策をひとつひとつ地道に実施していく姿勢こそ大切だろうと思います。市町村教育委員会や学校のマネジメントの問題としてだけでは解決のための議論はできず、教職員定数や研修制度なども含め、国や県、市町村、学校現場が一丸となって真剣に取り組まないと根本的な解決の糸口さえつかめない課題だと思っています。

先日、私どもの職員が学校を訪れた際、子どもの提出物に一言ずつ返事を添えている教員に話しかけたところ、その教員はこう言ったそうです。「何も書かずに子どもに返すのは時間もかからず簡単です。しかし、私は一言ずつ添えて返却することが教員の仕事だと思っています。」

教員の心身ともに健康な状態は、すなわち子どもたちへの指導にも直接関わってきます。教材研究の時間を十分確保でき、充実した指導ができるような働き方について、さらに検討と実践を進めたいと思います。

次に、事務局長よりこの間の事業報告をいたします。

事 務 局 長 : この間の事業報告をさせていただきます。

9月9日・10日の2日間に、豊山中学校の修学旅行を伊豆方面にて行いました。例年は2泊3日ですが、新型コロナウイルスの影響で、宿泊期間を短縮した次第でございます。9月29日には、豊山中学校にて

球技大会が開催されました。また、9月9日・10日・18日に各小学校で日帰りの野外学習を行いました。

9月7日から24日の会期で、豊山町議会第3回定例会がございました。一般質問で教育に関することをご紹介します。

1つ目の質問は、9月以降の給食に関することをご紹介します。

9月から新給食センターが稼働したが、今後のアレルギー食の対応に向けたスケジュールはどのようになっているかという質問でした。アレルギー食の対応は、児童生徒の生命、健康に関わる重要な事項であり、万全の準備を整える必要があります。アレルギー対応の基本方針を含めたマニュアルが間もなく整うので、このマニュアルに従い、年内には保護者への説明と個別面談、医師の診断などを経て対象児童生徒への個別具体的な方法を決定します。同時に、調理現場において、作業工程の見極め、器具取り扱いの安全確認など、万全の準備を進めて、令和3年度早々の提供を目指します、と答弁しました。

2点目は、「学校給食費の支払いについての確認書」を8月に保護者に配布した理由は、という質問がございました。給食費の未納を防ぐことが理由であり、併せて給食の実施に係る経費は、町が施設整備費や調理員人件費などの運営費を負担し、保護者には児童生徒の給食材料費のみを学校給食費として負担しているといった、双方の負担で学校給食が成り立っている仕組みを案内しています、と答弁しました。

3点目は、低所得世帯で学校給食費の支払いが困難な場合の就学援助制度について、勸奨、周知の頻度や方法はどのようになっているかという質問でした。経済的な事情で就学困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。毎年、年度初めに全児童生徒に制度を周知する文書を配布しており、広報とよやまにも掲載し周知に努めています、といった答弁をいたしました。

次に、子ども達の居場所づくりに関する質問です。

学校の臨時休業期間に設置した「自主登校教室」について、教育委員会の検証、見解を求める質問に対しては、令和2年3月1日付けの県知事及び県教育委員会からの通知により自主登校教室を設置しました。この通知によると、新たに放課後児童クラブへの入所を希望する家庭の児童の入所が困難なことが見込まれるため、その子たちの居場所を確保するための設置を要請されました。本町では、この通知を受けて放課後児童クラブなかよし会に登録していない児童を対象にしたので、通知の趣旨に即した設置だったと考えております、といった答弁をいたしました。

議会の一般質問に関しましては以上となります。

次に、教育委員会として提案した議案が4件ございます。

1 件目が、工事請負契約の締結についてでございます。こちらは、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づいた高速通信回線に向けた校内LAN整備工事を行うものです。工期を令和3年3月19日までと定めまして、議会で承認をいただいております。

その他の議案につきましては、教育委員の任命、令和元年度一般会計決算、令和2年度補正予算の3件ございまして、いずれも承認されております。

以上でこの間の事業報告とさせていただきます。

日程第3 付議案件

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「報告第1号 教育委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： ー説明ー 報告第1号
ー教育長より小出委員へ辞令交付ー

教育長： 小出委員には、引き続き教育長職務代理者をお願いしたいと思えます。拍手にてご承認をお願いいたします。

それでは、再任されました小出委員よりごあいさつをいただきたいと思えます。

小出委員、よろしく願いいたします。

小出委員： これまで2期8年間にわたって教育委員を務めさせていただきました。現在の教育現場は、コロナウイルス対応をはじめ、課題が山積しております。微力ではありますが、少しでもお役に立てればと思っております。今後とも皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

教育長： ありがとうございます。続いて「報告第2号 令和2年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： ー説明ー 報告第2号

教育長： オーケストラは、吹奏楽を中心としたウインド・オーケストラでございます。町で楽しく世代を超えて芸術文化に親しむ場を提供することを目的としております。また、「楽器ふるさと納税」いった制度も活用し、町内外に向けて不要な楽器を譲っていただく活動も推進していきたいと思っております。

報告第2号について、何かご意見、ご質問はございますか。

ないようですので、続いて「報告第3号 令和2年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： ー説明ー 報告第3号

教育長： 総合型地域スポーツクラブの設置については、愛知県内に設置していないのは南知多町と豊山町のみでございました。新たな仕組みとして、

地域スポーツの受け皿になればと検討しております。

郷土資料室の再生事業につきましては、町史の編纂を進めているところでございます。町民の方々から貴重な資料もいただいております。こういった資料も郷土資料室にて保存、活用していきたいと思っております。

報告第3号について、何かご意見、ご質問はございますか。

ないようですので、続いて「報告第4号 令和2年度第1回豊山町給食センター運営委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： ー説明ー 報告第4号

教 育 長： 給食費については、依然滞納者がなくならないため、給食センター運営委員の提案により、各世帯へ確約書の提出を依頼しております。

この確約書にて、給食運営の仕組みを説明しております。給食費というものは、要保護、準要保護の世帯は負担しなくてもよい制度設計になっていますので、支払い能力がある人が滞納をしているという点が問題でございます。

報告第4号について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員： この確約書には署名等は必要なのでしょうか。

学校教育課長： はい。署名、捺印したものを提出いただいております。

中 田 委 員： 私も保護者として提出しています。最初は驚きましたが、制度についてきちんとした説明がされており、納得して提出をしました。

鈴 木 委 員： 滞納者の割合はどのくらいなのでしょうか。

学校教育課長： 令和元年度の収納率は96.8パーセント、件数で表しますと96件でございます。

中 田 委 員： 給食費が引き落としされない場合は、どういった対応をされるのでしょうか。

学校教育課長： その場合は納付書を発行いたしまして、保護者に納付を依頼しております。滞納世帯への督促は、給食センターの職員が行っております。

教 育 長： その他、委員の皆様からご発言はありますか。

他にご意見、ご質問もないようですので、以上で付議案件を終わります。

次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育係長： ー連絡事項ー 事務連絡

次回定例会の日程

教 育 長： その他、委員の皆様からご発言はありますか。

(発言なし)

閉会の宣告 (午前11時00分)

ご発言もないようですので、これをもちまして令和2年第10回豊山

町教育委員会定例会を閉会します。